

令和 8 年 1 月 八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	35

議案第1号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和8年1月23日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公  
立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例  
によることとともに、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公  
立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例  
によることとするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

# 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同項第3号中「88,980円」を「92,980円」に改める。

第2条 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、「法第3条に規定する補償」を「公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）」に改める。

第2条から第21条までを削る。

第22条中「教育委員会は、学校医等が公務上の災害を受けた場合は、この条例に規定する」を「学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、」に、「その」を「、その」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

第23条中「補償を受け」の次に「、若しくは受け」を、「文書」の次に「その他の物件」を加え、同条を第4条とし、第24条を第5条とする。

附則第1条の2から第4条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

別表を削る。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（次項において「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 令和7年8月1日から第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度）に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>186,050円</u>を超えるときは、<u>186,050円</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が<u>随時介護</u>として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「<u>随時介護</u>を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出した額（その額が<u>92,980円</u>を超えるときは、<u>92,980円</u>）</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度）に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>177,950円</u>を超えるときは、<u>177,950円</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が<u>随時介護</u>として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「<u>随時介護</u>を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出した額（その額が<u>88,980円</u>を超えるときは、<u>88,980円</u>）</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(この条例の趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(補償基礎額)</u></p> <p>第2条 法第3条に規定する補償（第21条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によつて病気の発生が確定した日（附則第1条の4第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第13条第2項第2号において単に「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によつて病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき434円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>	

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(補償基礎額の限度額)

第2条の2 休業補償を支給すべき理由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、长期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき理由が生じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日ににおける年齢に応じ教育委員会が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の教育委員会が定める額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第1条の2第1項の文部科学大臣が定める額を基準として定めるものとする。

第2条の3 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第2条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に計算した場合に該学校医等の基準日における年齢）に応じ教育委員会が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれ

その定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の教育委員会が定める額は、政令第1条の3第1項の文部科学大臣が定める額を基準として定めるものとする。

(療養補償)

第3条 療養補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病気にかかりた場合において、当該学校医等に対して、教育委員会の定めるところにより必要な療養を行い、又は必要が療養の費用を支給して行う。

(療養の範囲及び医療機関等)

第4条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話を他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話を他の看護
- (6) 移送

2 前項第1号から第5号までの療養は、市が経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において行う。

(休業補償)

第5条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病気にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（教育委員会が定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。

(傷病補償)

第5条の2 傷病補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病氣にかかり、当該負傷又は病氣に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいづれにも該当する場合又は同日後次の各号のいづれにも該当することとなつた場合に、当該学校医等に対して、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給して行うものとする。

- (1) 当該負傷又は病氣が治つていなないこと。
- (2) 当該負傷又は病氣による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして教育委員会規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は病氣による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。第4項において同じ。）のいづれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

3 傷病補償を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに第2項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償を行うものとし、その後は、従前の傷病補償は、行わない。

(障害補償)

第6条 障害補償は、学校医等が公務上負傷し、又は病氣にかかり、治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するとき、当該学校医等に対して、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給して行い、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合は、障害補償一時金を支給して行うものとする。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級ま

でに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、教育委員会規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて算た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち学校医等に最も有利なものによる。

- (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級
- (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級

## の2級上位の障害等級

- (3) 第5級以上に該当する障害が2级以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級
- 7 前項第1号の場合の障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。
- 8 既に障害のある学校医等が公務上の負傷又は病気によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれを当該各号に定める金額を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。
- (1) その者の加重前の障害の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害補償年金の額
- (2) その者の加重前の障害の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額
- (3) その者の加重後の障害の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害補償一時金の額
- 9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わないものとする。
- (休業補償、傷病補償及び障害補償の制限)
- 第7条 学校医等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくで療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、病気若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、休業補償、傷病補償又は障害補償の全部又は一部を行わないとができる。
- (介護補償)

<p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の理由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けていける期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として教育委員会規則で定めるものに入所している場合</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が186,050円を超えるときは、186,050円)。</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下である場合に限る。) 85,490円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で</p>
--

<p>定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が92,980円を超えるときは、92,980円）</p>	<p>（4） 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるとき） 42,700円</p>	<p>（遺族補償）</p> <p>第8条 遺族補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、当該学校医等の遺族にに対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給して行う。</p> <p>（遺族補償年金）</p> <p>第9条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあっては、学校医等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。</p> <p>（1） 夫（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。</p> <p>（2） 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>（3） 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。</p> <p>（4） 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、障害の状態（教育委員会規則で定める障害の状態をいう。次条、第11条及び第15</p>
--	---	---

条において同じ。) にあること。

2 学校医等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第10条 遺族補償年金の額は、1年につき、補償基礎額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けたことができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- |     |      |      |                                      |
|-----|------|------|--------------------------------------|
| (1) | 1人   | 153倍 | <u>(55歳以上の妻又は障害の状態にある妻にあっては175倍)</u> |
| (2) | 2人   | 201倍 |                                      |
| (3) | 3人   | 223倍 |                                      |
| (4) | 4人以上 | 245倍 |                                      |

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | <u>55歳に達したとき (障害の状態にあるときを除く。)</u>                |
| (2) | <u>障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき (55歳以上であるときを除く。)。</u> |

第11条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順

位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。)  
をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻戚以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。

(4) 離縁によって、死亡した学校医等との親族關係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(学校医等の死亡の時から引き続き障害の状態にあるときを除く。)。

(6) 障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、学校医等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は学校医等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。

第12条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合は、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないとときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者ががないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第10条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

第13条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- (1) 学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該学校医等の死亡に際し既に支給された遺族補償年金の額の額の次項に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに満たないとき。

2 前項第2号に規定する遺族補償年金の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 前項第2号に規定する権利が消滅した日の属する年度（次号において「権利消滅年度」という。）の分として支給された遺族補償年金の額
- (2) 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に、権利消滅年度の4月1日において経験年数に応じて定められた補償基礎額を当該各年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として教育委員会が定める率を乗じて得た額の合算額

3 前項第2号の教育委員会が定める率は、政令第12条第2項第2号の文部科学大臣が定める率を基準として定めるものとする。

第14条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、学校医等の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 学校医等の又入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で主として学校医等の又入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及

び第4号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 学校医等が遺言又は教育委員会に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

第15条 遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第13条第1項第2号の場合にあっては、その額から同号に規定する合計額を控除して得た額）とする。

(1) 前条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 400倍  
(2) 前条第1項第3号に該当する者のうち、学校医等の三親族で、学校医等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上であったもの又は障害の状態にあったものの 700倍  
(3) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者 1,000倍

2 第10条第2項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。  
（遺族からの排除）

第16条 学校医等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることのできる遺族としない。

3 学校医等の死亡前又は同順位の遺族となるべき者が故意に死亡させた者は、当該補償年金を受ける権利の消滅前に、当該学校医等の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受け取ることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族とできる遺族としない。

4 遺族補償年金を受け取ることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受け取ることができない。学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた

者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる  
先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金  
を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金  
を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第11条第1項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の額の端数処理)

第16条の2 年金たる補償の額の端数があるときは、これを切り捨て、50  
円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(年金たる補償の支給期間等)

第17条 年金たる補償の支給は、支給すべき理由が生じた月の翌月から始め、支給を  
受けける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき理由が生じたときは、その理由が生じた  
月の翌月からその理由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞ  
れその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるそ  
の期の年金たる補償は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

4 前項の規定により年金たる補償の支払を行う場合には、当該補償の年額を12で除  
して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

(年金たる補償等の支払の調整)

第18条 年金たる補償の支給を停止すべき理由が生じたにもかかわらず、その停止す  
べき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補  
償は、その後に支払うべき年金たる補償の内訳とみなすことができる。年金たる補  
償を減額して改定すべき理由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた月の翌月  
以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金た  
る補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 同一の公務上の負傷又は病気（次項において「同一の傷病」という。）に關し、

傷病補償を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償が支払われたときは、その支払われた傷病補償は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないとした場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償又は障害補償の内払とみなす。

第18条の2 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償で次に掲げるものがあるときは、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(1) 年金たる補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

(2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金

（葬祭補償）

第19条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給して行う。（死亡の推定）

第20条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた学校医等若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が3箇月間わからぬ場合又はこれらの学校医等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅

失し、若しくは行方不明となった日又は学校医等が行方不明となつた日に、当該学校医等は死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた学校医等若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた学校医等の生死が3箇月間わからぬ場合又はこれらの学校医等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合も、同様とする。

(未支給の補償)

第21条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第9条第3項に規定する順序）とする。

3 第1項の規定による補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(通知)

第22条 教育委員会は、学校医等が公務上の災害を受けた場合は、この条例に規定する補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第23条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に關し必要な事項については、この条例に定めるもののはか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第24条 教育委員会は、補償の実施のために必要があると認めるとときは、補償を受け

(報告、出頭等)

第25条 教育委員会は、補償を受けるべき者があると認めるとときは、補償を受け

若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物性を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

(教育委員会への委任)

第5条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会への委任)

第24条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(歿死した者の身体に対する療養補償)

第1条の2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の歿死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第1条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金にあっては、第13条第2項の規定に準じて教育委員会の定めるところにより計算した額。次項において同じ。）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金を支給すべき理由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、第13条第2項の規定に準じて教育委員会の定めるところにより計算した額。次項において同じ。）の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

<u>障害等級</u>	<u>額</u>

第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等のうち、第6条第8項の規定の適用を受けける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害補償年金差額一時金は、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額とする。

- (1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の右欄に定める額から、その者の加重前の障害の障害等級に応ずる同表の障害の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の右欄に定める額を差し引いた額
- (2) その者の加重前の障害の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の右欄に定める額に、当該障害補償年金に係る第6条第8項の規定により計算された金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の障害等級に応ずる同条第3項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第10条第2項の規定に障害補償年金差額一時金の額について、第14条第3項、第16条第1項及び第2項並びに第20条の規定に障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあるのは「附則第1条の3第1項及び第2項」と、「同項」とあるのは「同条第1項又は第2項」と、第14条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「附則第1条の3第3項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(障害補償年金前払一時金)

第1条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が申し出たときは、障害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 前項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支払に先立つて行わなければならぬ。ただし、既に障害補償年金の支払を受けた場合であっても、当該障害補償年金を支給すべき理由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第1項の規定による申出は、同一の災害につき2回以上行うことはできない。

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（当該障害補償年金について第6条第8項の規定が適用された場合には、前条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害補償年金前払一時金限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金限度額の範囲内の額で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金前払一時金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。ただし、当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の合計額を差し引いた額を超えた範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を

受けける権利を有する学校医等が選択した額とする。

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月の翌月（当該申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、事故発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合には当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数を乗じて得た額を、それと合わせた月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 第5項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第11項の規定によりなおその效力を有するものとされる昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金

法（以下「国民年金法」という。）第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第3項第2号ただし書並びに昭和60年法律第34号附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第1号ただし書の規定については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

（遺族補償年金前払一時金）

第2条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍又は200倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族補償年金前払一時金に係る申出が第4項において準用する前条第2項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、第1項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

4 第10条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額について、前条第2項及び第3項の規定は遺族補償年金前払一時金の申出について、同条第5項及び第6項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあるのは「附則第2条第2項」と、前条第5項中「当該障害補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月（附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる」とされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特別遺族補償年金受給権者」

という。)に支給すべき遺族補償年金にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ同条第1項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)」と、「当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月」とあるのは「当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月(特別遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前ににおいてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあっては、その者について附則第2条の4第3項本文の規定の適用かないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月)」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに児童扶養手当法第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

(未支給の補償等に関する規定の読み替え)

第2条の2 障害補償年金差額一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第13条第1項第2号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき理由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、次項の規定に準じて教育委員会の定めるとところにより計算した額)の合算額」と、第15条第1項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第18条の2第1号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」と、第21条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障

害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金」と、同条第2項中「遺族補償年金については、第9条第3項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第9条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第1条の3第3項後段」とする。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第2条の3 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した学校医等の遺族に対する第9条第1項第1号及び第3号並びに第11条第1項第6号の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、これららの規定中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の左欄の掲げる字句とする。

昭和61年1月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

第2条の4 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡した学校医等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該学校医等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第9条第1項第4号に規定する者であつて第11条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第9条第1項（前条において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかるはず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第10条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第2条の4第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第11条第2項中「各号のいずれか」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
--------------------------	-----

昭和62年10月1日から昭和63年9月3055歳以上57歳未満 日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月3055歳以上58歳未満 日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月3055歳以上59歳未満 日まで	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満 60歳
<u>2</u>	<u>前項に規定する遺族の遺族補償賞年金を受けるべき順位は、第9条第1項（前条において読み替える場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちには、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u>
<u>3</u>	<u>第1項に規定する遺族に支給すべき遺族補償賞年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第2条の規定の適用を妨げるものではない。</u>
<u>4</u>	<u>第1項に規定する遺族に対する第21条第2項及び附則第2条の2の規定の適用については、これららの規定中「第9条第3項」とあるのは、「附則第2条の4第2項」とする。</u>
	<u>（他の法律による給付との調整）</u>
	<u>第3条 年金たる補償の額は、当該補償の理由となった障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかるらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合には、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の理由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合には、それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た</u>

額) とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

<u>傷病補償賞年金</u>	<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）</u>	<u>0.88</u>
<u>国民年金法による障害基礎年金</u>	<u>（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の理由と同一の理由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</u>	<u>0.88</u>
<u>昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金</u>	<u>0.75</u>	
<u>昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金</u>	<u>0.75</u>	

	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金等		0.83
国民年金法による障害基礎年金		0.88
旧船員保険法による障害年金		0.74
旧厚生年金保険法による障害年金		0.74
旧国民年金法による障害年金		0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84
国民年金法による遺族基礎年金	昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧豊林共済法による遺族共済年金の理由と同一の理由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による妻婦年金	0.88
旧船員保険法による遺族年金		0.80
旧厚生年金保険法による遺族年金		0.80
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金		0.90

2 前項の場合において、年金たる補償の理由と同一の理由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄

に掲げる率とする。

傷病補償年金	0.73
障害補償年金	0.73
遺族補償年金	0.80

3 休業補償の金額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合には、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の理由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合には、それらの合計額）を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額）とする。

障害厚生年金等	0.88
国民年金法による障害基礎年金	0.88
日船員保険法による障害年金	0.75
日厚生年金保険法による障害年金	0.75
日国民年金法による障害年金	0.89

4 前項の場合において、休業補償の理由と同一の理由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、0.73とする。

（葬祭補償に関する暫定措置）

第4条 第19条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかるらず、当該60倍に相当する金額とする。

別表（第2条関係）

補償基点額表

医師、歯科 医師又は薬 剤師として の経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
	年未満	年未満	年未満	年未満	年未満	
学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	7,285円	8,850円	10,768円	11,963円	12,625円	13,098円
学校薬剤師 の補償基礎 額	6,110円	7,045円	7,505円	8,623円	9,270円	9,620円

## 備考

1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、  
医師等の免許を取得した後のものとする。

2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年  
数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するもの  
とする。

- (1) 学校教育法（昭和12年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令  
第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門  
学校を卒業した後実地修練を経た者 1年
- (2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な  
能力を与えたための課程を修了した者 4年
- (3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了  
した者 5年

- (4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年
- (5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年

<p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) <u>旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者</u> 2年</p> <p>(2) <u>旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者</u> 医師及び歯科医師にあっては、3年、薬剤師にあっては、1年</p> <p>(3) <u>旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者</u> 歯科医師にあっては、4年、薬剤師にあっては、2年</p>	<p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>
---	--



議案第 2 号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 23 日 提出

八戸市教育委員会  
教育長 齋藤 信哉

理 由

減免申請書の提出を省略できる規定を追加し、利用者の利便性向上を図る。

## 八戸市教育委員会規則第 8 号

### 八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 2 号アからウまでに掲げる理由により減免を受けようとする者については、この限りでない。

第14条第 3 項中「前項の申請により」を「前項本文の申請書を受理した場合において、」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第14条第 2 項及び第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可申請に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>前項第2号からウまでに掲げる理由により減免を受けようとする者については、この限りでない。</u></p> <p>3 教育委員会は、<u>前項本文の申請書を受理した場合において、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知する。</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、<u>前項の申請により使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（別記第9号様式）により当該申請者に通知する。</u></p>